

入札参加者各位

総合評価落札方式における技術資料の取下げについて

総合評価落札方式の案件において、提出した技術資料の技術提案等が達成されない見込みとなった場合や、当該工事の請負が困難と考えられる場合等は、入札の締切りから開札までの一定期間は、技術資料の取下げを認めるものと変更します。

なお、取下げがあった場合は、技術資料の提出がなかったものとみなし、当該入札を無効として取扱います。

1 取下げ申請について

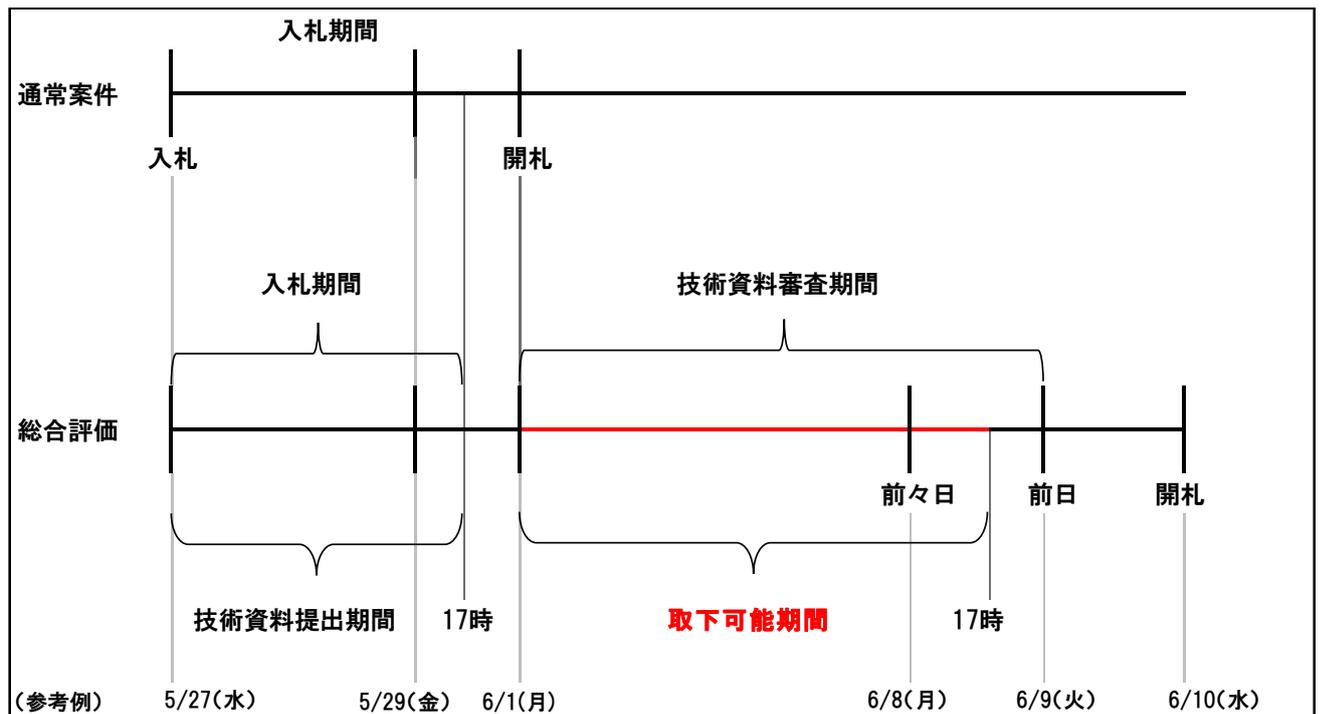
(1) 取下げ申請期間：入札期間(技術資料提出期間)締切日の翌日から開札日の前々開庁日 17時まで

(2) 提出書類：技術資料取下届（「ヨコハマ・入札のとびら」内ダウンロードファイル一覧参照）

URL: <http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/servlet/p?job=DownloadList>

(3) 提出先：財政局契約第一課

取下げ期間イメージ



2 取下げられた技術資料の取扱い

提出された技術資料の返却は行いません。技術資料取下届を受理した時点で取下げられたものとみなし、審査は行わないものとします。また、取下届出後の技術資料の再提出は認められません。

3 適用開始日及び対象案件

令和2年3月31日以降の公告に係る総合評価落札方式案件

担当：財政局契約第一課
電話：045-671-2245